

倉吉異業種交流プラザ会則

(目 的)

第1条 本プラザは異業種企業の交流を通じて、会員企業の技術開発と経営課題等の解決ならび中小企業の資質向上と企業の育成に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本プラザは倉吉異業種交流プラザと称する。

(会 員)

第3条 倉吉異業種交流プラザの会員は役員会で適当と認めた者をもって構成する。

(役 員)

第4条 倉吉異業種交流プラザに次の役員を置く。

会 長 1名

直前会長 1名

副会長 2名

幹 事 若干名

監 事 2名

2 役員は総会で選任する

3 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(事 業)

第5条 倉吉異業種交流プラザは目的達成のため次に掲げる事業を行う。

(1) 新製品、新技術の開発及び経営に関する研究会等の開催

(2) 情報の収集・提供

(3) 見学会及び関係機関との交流

(4) その他、目的達成に必要な事業

2 (1)の事業については、「新商品・新技術の開発に係る補助要領」で定める補助を受けることができる。

(会 議)

第6条 倉吉異業種交流プラザは必要に応じ総会ならびに役員会を開催する。

2 総会、役員会は会長がこれを招集し議長となる。

(総会の議決事項)

第7条 総会は次の事項を議決する。

(1) 会則の改廃

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 会費の額及び徴収方法

(5) その他運営に関する重要な事項

(役員会の議決事項)

第8条 役員会は次の事項を議決する。

(1) 総会に附議すべき事項

(2) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(3) 会則に定められた事項

(議決方法)

第9条 総会、役員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(監事の職務)

第10条 監事は会計帳簿、財産状況を監査する。

(特別会員)

第11条 倉吉異業種交流プラザに特別会員を置くことができる。

2 特別会員の加入の諾否は役員会において決定する。

(委員会)

第12条 倉吉異業種交流プラザは必要に応じて委員会を設けることができる。

2 委員会には委員長、副委員長を置く。

3 委員長、副委員長は役員会で選任する。

4 委員会の状況は役員会に報告しなければならない。

(顧問及び参与)

第13条 倉吉異業種交流プラザに顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問、参与は学識経験者のうちから総会の議決を経て委嘱する。

(事務局)

第14条 倉吉異業種交流プラザの事務局は倉吉商工会議所に置く。

(会計)

第15条 倉吉異業種交流プラザの経費は補助金、会費及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第16条 倉吉異業種交流プラザの事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(附 則)

この会則は設立の日（昭和60年7月19日）から実施する。

(附 則)

この会則の改正は昭和61年4月1日から実施する。

(附 則)

この会則の改正は昭和63年4月25日から実施する。

(附 則)

この会則の改正は平成元年4月25日から実施する。

(附 則)

この会則の改正は平成3年4月27日から実施する。

(附 則)

この会則の改正は平成7年4月21日から実施する。

(附 則)

この会則の改正は令和6年4月25日から実施する。